政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十四号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三号）の施行に伴い、並びに在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部改正）

第一条　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号			別								
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	790,000	730,000	684,400	661,400	626,900	569,500	512,100	454,600	408,700	385,700	362,700	339,800
	インドネシア	730,000	620,000	577,600	555,300	521,900	466,100	410,300	354,600	310,000	287,700	265,400	243,100
	カンボジア	750,000	700,000	653,800	629,600	593,400	533,000	472,600	412,300	364,000	339,800	315,700	291,500
	シンガポール	920,000	830,000	771,900	741,000	694,700	617,500	540,300	463,100	401,400	370,500	339,600	308,800
	スリランカ	700,000	670,000	633,000	609,700	574,700	516,400	458,100	399,800	353,200	329,800	306,500	283,200
	タイ	780,000	660,000	612,900	588,400	551,600	490,300	429,000	367,700	318,700	294,200	269,700	245,200
	大韓民国	860,000	720,000	674,900	647,900	607,400	539,900	472,400	404,900	350,900	323,900	296,900	270,000
	中華人民共和国	1,020,000	810,000	756,900	727,400	683,200	609,500	535,800	462,100	403,200	373,700	344,200	314,800
	ネパール	750,000	730,000	691,400	669,700	637,200	583,100	529,000	474,800	431,500	409,900	388,200	366,600
	パキスタン	830,000	770,000	727,500	706,000	673,800	620,000	566,300	512,500	469,500	448,000	426,500	405,000
	バングラデシュ	860,000	810,000	771,400	747,300	711,200	651,100	591,000	530,800	482,700	458,700	434,600	410,600
	東ティモール	840,000	820,000	773,300	748,300	710,900	648,600	586,300	524,000	474,100	449,200	424,200	399,300
	フィリピン	730,000	620,000	579,600	557,200	523,700	467,700	411,700	355,800	311,000	288,600	266,200	243,900
	ブータン	750,000	730,000	684,400	661,400	626,900	569,500	512,100	454,600	408,700	385,700	362,700	339,800
	ブルネイ	710,000	680,000	635,100	609,700	571,600	508,100	444,600	381,100	330,300	304,900	279,500	254,100
	ベトナム	660,000	590,000	554,400	533,000	500,900	447,500	394,100	340,600	297,900	276,500	255,100	233,800
	マレーシア	670,000	600,000	564,500	541,900	508,100	451,600	395,200	338,700	293,500	271,000	248,400	225,800